

令和7年度

事業計画

社会福祉法人墨田区社会福祉事業団

目 次

1	令和7年度事業計画の考え方	1
2	法人事務局	2
3	すみだ福祉保健センター	2
(1)	管理課	2
(2)	障害者生活介護施設 はばたき福祉園	3
(3)	児童デイサービス施設 みつばち園	4
(4)	相談支援事業所	5
(5)	身体障害者福祉センター	6
(6)	老人福祉センター	7
(7)	高齢者在宅サービスセンター	8
(8)	機能訓練事業	9
(9)	こうめ高齢者支援総合センター	10
(10)	こうめ高齢者みまもり相談室	11
(11)	健康増進事業（健康づくり教室）	12
(12)	要介護認定調査事務	12
4	シルバープラザ梅若	13
(1)	高齢者福祉センター（梅若ゆうゆう館）	13
(2)	うめわか高齢者在宅サービスセンター	14
(3)	基幹型担当	15
(4)	うめわか高齢者支援総合センター	16
(5)	福祉機器展示室事業	17
(6)	うめわか高齢者みまもり相談室	17
5	すみだステップハウスおおぞら	18
(1)	障害者生活介護施設 ひだまり	18
(2)	児童デイサービス施設 にじの子	19
[資料]	令和7年度墨田区社会福祉事業団の組織	20

令和7年度事業計画の考え方

社会福祉法人墨田区社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）における令和7年度の事業計画は、すみだ福祉保健センター及びシルバープラザ梅若が令和3年度からの第4期指定管理期間の最終年度を迎える年度であり、次期指定管理期間の受託に備えつつ、引き続き効率的な施設運営に努めていく。

すみだ福祉保健センターは、現在、区で施設改修や老朽化に伴う工事計画が進められており、事業団としても現場視点での的確な情報提供と、施設管理者としての意見など、区と連携しながら適切に対応していく。

シルバープラザ梅若と、すみだステップハウスおおぞらでは、利用者の確保に努めながら、更なるサービス向上に取り組んでいく。

こうした状況のもと、人材確保や財政等運営面は厳しい状況が予想されるが、継続した福祉サービスの提供、利用者サービスの向上及び経営の安定を図るため、次の事項を重点に運営に取り組むこととする。

1 サービスの向上

- (1) 利用者の人権尊重と安全の確保を基本に、感染症対策を徹底し、質の高いサービスを提供していく。
- (2) 第三者機関によるサービス評価、利用者アンケート等による評価を検証し、さらなるサービスの質の向上を図る。
- (3) 法令改正や新たな事業等への対応に万全を期し、施設間の連携を密にしてサービスの充実を図る。

2 経営の改善

- (1) 費用対効果を念頭にデジタル化への取り組みを進めて効率的な運営を行い、介護料収入等を見込む事業については増収に努める。
- (2) 業務目標制度、業績評価制度を適切に運用し、職員の能力やモチベーションを向上させることにより組織力の向上を図る。
- (3) 職場内・職場外研修を充実させ、職員の資質及び専門的技術の向上を図る。
- (4) 新卒者を中心に若手人材の採用を推進し、人的コストの削減及び複数事業での業務経験等により多角的視野を持つ人材の育成を図る。
- (5) 新規利用者獲得への取組みを強化する。

3 地域福祉の向上

- (1) 民生・児童委員、町会・自治会及び関係機関等と連携して、地域に密着したサービスの充実を図る。
- (2) 講座活動やボランティア、実習生の受け入れなどを通して、地域福祉の向上に寄与する。
- (3) 地域福祉に貢献する事業団の事業を分かり易く、具体的な形で地域にアピールするため、ホームページ等を活用し周知・広報活動に努める。

2 法人事務局

項目	概要
理事会 評議員会	事業計画、予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、年2～4回開催する。
監査	事業等の実施状況及び会計経理の監査を実施する。
施設事業 運営指導	各施設事業の適正な執行を確保するため、事業運営及び会計処理について連絡調整する。
人事管理及び採用活動	専門職を中心に構成される200人を超える職員の人事管理を適正に行い、年間の退職者を直ちに補えるよう採用活動を実施する。
職員研修	職員の資質向上及び知識習得のため年間研修計画を策定し実施する。また、墨田区その他関係機関の研修会・講演会等へ職員を参加させるとともに、関係機関等からの講師派遣依頼に協力する。
福利厚生	職員の健康増進を図るため、各種健康診断、心の健康相談をはじめ、福利厚生俱楽部への加入等職員の福利厚生の充実に努める。
会議等	全国社会福祉事業団協議会、全国社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会等社会福祉関係機関に参加する。 事業団衛生委員会、危機管理委員会、第三者委員会(苦情解決)、施設長会等を開催する。

3 すみだ福祉保健センター

(1) 管理課

項目	概要
施設維持管理等	利用者の安全、快適性を確保するため、定期的な保守点検、効果的な修繕等を行うとともに、墨田区への報告・連絡の下、経年劣化に伴う大規模修繕実施計画を区が策定し、今後のセンターの「あり方」を基に計画的に修繕することで安定した施設の維持・管理を行う。 又、消防計画、水防計画に基づき、定期的に防災訓練を行い、利用者等の安全・安心の確保に努める。さらに、館内の消毒、換気の確保、入館者のマスク着用等による感染症の防止を継続して行う。
給食の提供	給食調理業務委託に変更後も継続して利用者の健康維持・増進を目的に美味しい給食を提供し、食を通して充実した毎日が過ごせるよう事業を行う。 食事内容は、咀嚼、えん下機能、疾病予防、ハンディキャップ等を考慮し、季節感のある献立や行事食を提供する。 又、食に関する知識・技術を活用し、個別・集団での栄養指導を行う。

(2) 障害者生活介護施設 はばたき福祉園

項目	概要																				
運営方針	<p>これまでに培ったはばたき福祉園の障害者支援のノウハウを踏まえ、一人ひとりの障害や、年齢、家庭環境など個々の環境を包括的に捉え、個別的ニーズに即し良質なサービスを提供する。運営面では、事業団内での人材、設備を有効活用し、障害者生活介護事業については、はばたき福祉園、ひだまりの2施設の統括を行うとともに、統一的かつ一体的な事業運営を行う。</p> <p>1 地域で生活する重度の障害者に対し、心身の発達を促すとともに、社会的生活能力を高めるための活動を行うことにより、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援に努める。</p> <p>2 個々の利用者の障害程度や特性に充分配慮した個別の支援計画を基に、支援内容の充実強化を図る。</p> <p>3 地域での自立生活を支援するため、地域社会に根ざした活動を積極的に行う。</p>																				
事業内容	<p>食事、衣類の着脱、排泄、清潔の保持など日常生活動作の確保、健康づくりを目指し、積極的に地域社会への参加・交流を図るなど、社会的自立に向けての支援を次の内容で実施する。</p> <p>1 開所日及び活動時間 (1) 開所日 月曜日から土曜日 (2) 休園日 日曜日・祝日・年末年始 (12/29~1/3) (3) 活動時間 9:00~16:00</p> <p>2 利用対象 18歳以上で障害福祉サービス受給者証を所持しているもの</p> <p>3 支援の内容 (1) 生活支援 ADL支援（食事、排泄、着脱衣、整容（歯磨き）、移動等） (2) 健康の保持・増進 医師・医療機関との連携を密にして、利用者個々の健康状態を常に把握し、疾病の予防・早期発見及び早期治療を図り、健康管理の充実を図る。 (3) 障害に対する支援 それぞれの障害の状態や特性を理解し、それに合わせた環境設定、具体的支援を行う。 ① コミュニケーション支援 ② 環境支援 ③ 身体介護・移動 ④ 家族・家庭との連携・支援 ⑤ 医療的ケア ⑥ 意思決定支援 (4) 日常活動支援 利用者の支援課題・心身の特性・要望に考慮したグループ編成による日中活動をとおして、充実した生活を営むことができるよう支援する。また、利用者個々に応じた作業等を設定し能力の維持・向上を図る。 ① 創作的活動—陶芸、手工芸（革工芸、ビーズ制作や紙すき等）園芸等 ② リサイクル等活動—アルミ缶の回収、プレス作業、文書配達作業等 ③ 様々な生活体験—買い物、調理、外出体験、地域交流等生活の質の向上を目指す活動 ④ 余暇的活動—音楽、入浴、散策活動、レクリエーション、個々の興味や障害に配慮した活動（感覚刺激や歩行支援等）、健康維持にもつながる運動（ウォーキング等） ⑤ 生産的活動—アルミ缶回収作業及び創作的活動における製作物の販売等をとおし、対価を得る事で活動への参加意欲を向上させていくとともに、重度の障害があっても可能な範囲で生産的活動に参加し社会生活の充実を図る。 ⑥ 地域交流活動—ボランティアセンター及び関係機関から依頼された書類を配達する。 (5) 諸行事の実施 全体や小グループによる社会との交流を通し、利用者一人ひとりの社会性の拡大を目指す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>行事名</th> <th>月</th> <th>行事名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6~12月</td> <td>作業班別一日外出活動（年2回）</td> <td>11月</td> <td>・利用者健康診断</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>・プール活動</td> <td>12月</td> <td>・すみだスマイルフェスティバル ・地域交流行事（ふれあいコンサート等）</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>・宿泊体験旅行(1泊2日) ・墨田区障害者（児） 　　ｽﾎﾟｰﾂ・レクリエーション大会 ・すみだ福祉保健センターまつり ・センター総合防災訓練</td> <td>1月</td> <td>・20歳を祝う会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>各月</td> <td>・買物実習・調理実習・避難訓練 ・個別外出・作業班別半日外出</td> </tr> </tbody> </table>	月	行事名	月	行事名	6~12月	作業班別一日外出活動（年2回）	11月	・利用者健康診断	8月	・プール活動	12月	・すみだスマイルフェスティバル ・地域交流行事（ふれあいコンサート等）	10月	・宿泊体験旅行(1泊2日) ・墨田区障害者（児） ｽﾎﾟｰﾂ・レクリエーション大会 ・すみだ福祉保健センターまつり ・センター総合防災訓練	1月	・20歳を祝う会			各月	・買物実習・調理実習・避難訓練 ・個別外出・作業班別半日外出
月	行事名	月	行事名																		
6~12月	作業班別一日外出活動（年2回）	11月	・利用者健康診断																		
8月	・プール活動	12月	・すみだスマイルフェスティバル ・地域交流行事（ふれあいコンサート等）																		
10月	・宿泊体験旅行(1泊2日) ・墨田区障害者（児） ｽﾎﾟｰﾂ・レクリエーション大会 ・すみだ福祉保健センターまつり ・センター総合防災訓練	1月	・20歳を祝う会																		
		各月	・買物実習・調理実習・避難訓練 ・個別外出・作業班別半日外出																		

(3) 児童デイサービス施設 みつばち園

項目	概要										
運営方針	<p>児童発達支援センターとして、心身に障害または発達の遅れやその心配のある児童とその保護者を対象に、専門的支援を行うとともに、地域における障害児支援の質の確保・向上を図る。</p> <p>各事業について、センターとしての専門機能を活かし、障害児及び家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行うことにより、区の中核的な療育支援施設として運営する。また、「にじの子」との事業間連携により効率的運営を行う。</p> <p>1 支援対象となる就学前の乳幼児、理学療法を利用する小学3年生までの学齢児及びその保護者に、発達指導・日常生活指導等の療育を実施することにより、児童及び保護者が家庭や社会の中でいきいきと生活ができるよう支援する。</p> <p>2 保護者に対し、必要な知識や育児方法の指導・援助を行うとともに、関係機関との連携を図り、障害のある子どもを取り巻く周囲の環境整備に努める。</p>										
事業内容	<p>1 開所日及び利用時間</p> <p>(1) 開所日 月曜日から土曜日 (2) 休園日 日曜日・祝日・年末年始 (12/29~1/3)</p> <p>(3) 利用時間 9:00~17:00</p> <p>2 集団療育</p> <p>集団療育を通じて心身の発達を促し、社会性や自立能力の獲得を支援する。必要に応じて個別療育職員も各グループ活動に参加し、専門的な見地から療育活動を行う。8グループ(1グループ定員10名、週1回)を基本とする。食事提供は対象グループでの希望制とする。</p> <p>3 個別療育</p> <p>子どもの発達段階や行動特性など発達の状況を的確に把握し、専門的な見地から一人ひとりに必要な支援を個別に行う。療育は月1回を基本とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>理学療法</td><td>歩行や身体の動き、運動発達などに心配のある子どもに対し、運動療法を通じて適切な発達を援助し、保護者へ介助方法や補装具等についての指導・助言を行う。</td></tr> <tr> <td>作業療法</td><td>特に上肢の機能の改善を通して、巧緻な動作の獲得・認知面の向上を促す。また、身のまわり動作に即した指導・助言を行う。</td></tr> <tr> <td>言語聴覚療法</td><td>ことばの遅れや発音の誤り、吃音、聴こえなどの相談に応じ、指導・助言をする。</td></tr> <tr> <td>心理指導</td><td>心理発達の観点から、認知し考える力を高め、安定した情緒と社会性(対人関係)を育てるための指導を行い、併せて保護者の相談に対応する。</td></tr> <tr> <td>医療相談</td><td>非常勤医師が健康面や発達についての相談を行う。</td></tr> </table> <p>4 保育所等訪問支援</p> <p>保護者との契約に基づき利用児の所属する保育所等を訪問し、利用児が集団生活で適応できるよう、専門的見地から、利用児や訪問先の職員に対しての必要な支援と保護者報告を行う。</p> <p>訪問支援のみ利用の場合は年度内3回以内、療育と併用の場合は年度内1回を基本とする。</p> <p>5 経過相談(法外事業)</p> <p>初回相談(インテーク)時の継続相談、療育終了後のフォローアップを行う(年度内3回程度)。</p> <p>6 地域支援事業 公開療育・関係機関向け事例検討会・勉強会を開催する。</p> <p>7 相談事業など</p> <p>(1) 相談事業</p> <p>発達相談や利用相談を実施する。必要に応じて関係機関との連絡、調整、情報交換を行う。</p> <p>(2) 保護者支援事業</p> <p>勉強会の開催や保護者交流会、ペアレントプログラムを実施する。</p> <p>8 年間行事</p> <p>運動・情緒・社会性の発達を促すとともに生活体験の幅を広げるため、各種行事を実施する。</p> <p>個別面談とリエンテーション☆、すみだ福祉保健センターまつり、避難訓練☆、卒園・就学を祝う会☆(☆は集団療育のみ)</p> <p>9 健康管理</p> <p>医師・看護師・職員の連携のもと子どもの健康状態を把握し、成長・発達がスムーズに図れるよう健康管理に努める(身体計測、内科健診、耳鼻科健診、眼科健診、尿検査、歯科相談、栄養相談)。</p>	理学療法	歩行や身体の動き、運動発達などに心配のある子どもに対し、運動療法を通じて適切な発達を援助し、保護者へ介助方法や補装具等についての指導・助言を行う。	作業療法	特に上肢の機能の改善を通して、巧緻な動作の獲得・認知面の向上を促す。また、身のまわり動作に即した指導・助言を行う。	言語聴覚療法	ことばの遅れや発音の誤り、吃音、聴こえなどの相談に応じ、指導・助言をする。	心理指導	心理発達の観点から、認知し考える力を高め、安定した情緒と社会性(対人関係)を育てるための指導を行い、併せて保護者の相談に対応する。	医療相談	非常勤医師が健康面や発達についての相談を行う。
理学療法	歩行や身体の動き、運動発達などに心配のある子どもに対し、運動療法を通じて適切な発達を援助し、保護者へ介助方法や補装具等についての指導・助言を行う。										
作業療法	特に上肢の機能の改善を通して、巧緻な動作の獲得・認知面の向上を促す。また、身のまわり動作に即した指導・助言を行う。										
言語聴覚療法	ことばの遅れや発音の誤り、吃音、聴こえなどの相談に応じ、指導・助言をする。										
心理指導	心理発達の観点から、認知し考える力を高め、安定した情緒と社会性(対人関係)を育てるための指導を行い、併せて保護者の相談に対応する。										
医療相談	非常勤医師が健康面や発達についての相談を行う。										

(4) 相談支援事業所

項目	概要
運営方針	<p>障害者及び障害児が抱える様々な課題の解決や、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントし、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。</p> <p>また、各関係機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>
事業内容	<p>1 相談支援事業の種類</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、指定特定相談支援事業</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく、指定障害児相談支援事業</p> <p>2 相談支援事業所の場所等</p> <p>(1) 場所 すみだ福祉保健センター（みつばち園内）</p> <p>(2) 開設日時 月曜日～金曜日 9：00～17：00</p> <p>(3) 休業日 土曜日・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）</p> <p>3 対象者</p> <p>(1) 墨田区在住の障害福祉サービスを利用する障害者</p> <p>(2) 墨田区在住の障害児通所支援事業を利用する障害児とその保護者</p> <p>4 サービスの内容</p> <p>(1) 相談申込時</p> <p>① 利用ニーズの把握</p> <p>② サービス内容の提案</p> <p>③ サービス等利用計画（案）・児童通所支援利用計画（案）の作成と支給決定に係る申請の勧奨</p> <p>(2) 支給決定後</p> <p>① サービス担当者会議の実施</p> <p>② サービス等利用計画・児童通所支援利用計画の作成</p> <p>(3) サービス利用開始後</p> <p>①定期的なモニタリングの実施</p> <p>②モニタリングに基づいた支給決定内容の変更、及び定期的な更新に係る申請の勧奨</p> <p>(4) 基本相談事業</p> <p>障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う</p>

(5) 身体障害者福祉センター

項目	概要
運営方針	区内にお住まいの身体障害者の誰もが参加でき、能力を高めるための各種事業を行い、障害者の自立や生きがいづくりを援助する。また、センターを活動の場所として、身体障害者自主サークル、障害者団体及びボランティアグループ等が積極的に活動できるように環境整備に努める。
事業内容	<p>1 相談 9:00 ~ 17:00 障害者や家族の身近な問題に対し、職員が協力して問題の解決にあたる。</p> <p>2 教養講座・啓発活動 年間23回程度の講座を開催する。 フラワーアレンジメント教室 声出し脳トレーニング教室 パソコン点訳ボランティア養成講座 筋力アップ体操教室 パソコンボランティア養成講座 音訳ボランティア養成講座 音楽療法教室 ヨガ教室 七宝焼教室 ハーバリウム講座ほか ※ 聴覚障害者が受講する場合には、手話通訳を用意する。 ※ 中途聴覚障害者・難聴者が受講する場合には、ヒアリングループ(磁気ループ：補聴器補助放送設備)を設置する。</p> <p>3 パソコン自由利用 利用日時 第3土曜日 13:00~14:30 運営協力はNPO法人 パソコン・サポート・ボランティア「きつつき」</p> <p>4 「区のお知らせ」・「区議会だより」等のテープ版ディジタル作成 (1) 「声のたより」の発行 (月3回) (2) 「区議会だより」の発行 (年5回)</p> <p>5 身体障害者自主サークル及び身体障害者団体等に対する援助 (1) 利用できる主な施設 (午前9時~午後9時) 集会室・録音室・図書コーナー・視覚障害者日常生活訓練室 (2) 利用できる主な設備・器具等 パソコン(インターネット・点字ソフト・画面拡大ソフト・音声読み上げソフト・らくらくマウス・大型キーボード・ひらがなキーボード) プリンター(インク持込) プロジェクター 録音機器 点字プリンター カナタイプライター リソグラフ 立体コピー GBC製本器 プレクストーク テルミー 点字図書等図書コーナー ヒアリングループ(磁気ループ)</p> <p>6 地域社会との交流・関係機関との連携 障害者に対する理解と参加、よりよいサービスを提供することを目的に地域との交流や関係機関との連携を図る。</p> <p>7 休館日 年末年始(12月29日~1月3日)</p> <p>8 その他 感染症対策として、継続して健康管理や衛生管理等に注力して事業を実施していく。</p>

(6) 老人福祉センター

項目	概要
運営方針	<p>区内にお住まいの60歳以上の方を対象に、健康で明るい毎日が過ごせるよう、教養講座や各種事業及び相談を行う。</p> <p>また、高齢者相互の交流を図る場として、サークルや老人クラブ等の団体・グループ活動のために施設を開放する。</p>
事業内容	<p>1 教養講座 高齢者支援総合センター等と連携し、年間20講座程度開講する。</p> <p>2 相談 9:00~17:00 高齢者支援総合センター・在宅サービスセンターと連携して、高齢者の生活、地域支援の担い手活動、住い、健康等に関する相談に応じ、適切な援助、支援を行う。</p> <p>3 イベント等の実施 (1) 敬老の日のつどい（長寿のつどい）（50名程度の参加を予定） ものまね芸人、バリーン芸人、歌手等によるステージ (2) 教養講座・生きがいづくり 高齢者の生きがいづくり、趣味・教養を広め高める文化系講座、身体を動かし健康維持の為の運動系教室、レクリエーション等のための事業を行う。 盆踊り教室、歌謡教室、筋力体操教室、フラワーアレンジメント教室、絵手紙教室、脳トレ教室、七宝焼教室、籐工芸教室、パソコン教室、スマートフォン教室、折紙教室、ハーバリウム教室等を実施する。 (3) 地域との交流 高齢者相互の交流、サークル活動を通して地域福祉の向上を図る。 (4) 自由利用日 地域の高齢者の為に毎週水曜日に個人の自由利用日として、教養娯楽室を開放し、カラオケと将棋が出来る場所を提供している。 (5) 団体貸出し 区内の老人クラブに団体貸出しとして教養娯楽室を開放している。</p> <p>4 高齢者自主サークルに対する援助 各講座終了後、自主サークル結成への援助を行い、教養娯楽室を高齢者自主サークル等の団体活動の場として貸し出している。 利用時間は原則として9:00~17:00とする。 @活動サークル種類 書道、ペン習字、茶道、絵手紙、折紙、太極拳、籐工芸、水彩画、パソコン、水彩画、吹き矢、体操、刺し子、笑いヨガ、パッチワーク、七宝焼、園芸、盆踊り、朗読、フラダンス等 @サークル抽選会 毎月1日（土日祝にあたる場合翌平日）にサークル用に貸し出す部屋の抽選会を行っている。 @利用できる機器等 通信カラオケ テレビ 茶道用具 華道用具 囲碁 将棋 等</p> <p>5 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）</p> <p>6 その他 新型コロナウィルス等の感染症の社会状況に鑑みて、感染対策や参加人数の調整を行う。</p>

(7) 高齢者在宅サービスセンター（通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業）

項目	概要															
運営方針	<p>1 心身の機能が低下している状態で家にひきこもりがちな高齢者等に、定期的な外出の機会を提供するとともに、さまざまな交流を通して、楽しみや生きがいを持ち心身機能の維持、向上を目指し、より自立した生活を営めるよう援助する。</p> <p>2 高齢者等とその家族が、地域社会の中で末永く生活できるよう、それぞれの心身状況に応じた生活機能の維持・向上に努め、あわせて家族の介護負担の軽減を図る。援助にあたっては、個々人の意思・個性を尊重して、より高い水準のサービスの提供をめざす。介護予防・日常生活支援総合事業対象の方には、介護予防に資する支援を行う。</p> <p>3 機能訓練を特に必要とする方については個別での支援の他、機能訓練コース（リハディ）で専門的支援を行う。</p> <p>4 事業運営にあたっては、利用者の満足度調査を行い、利用者本位の事業運営を行う。また、ボランティアの受け入れや地域との交流に積極的に取り組む。地域の集いの場などへの支援を検討するとともに、介護支援専門員など関係機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p> <p>5 地域との交流を促進するため、センター全体の資源を生かし、合同イベント等に参画する。</p> <p>6 社会情勢に合わせ、今後のデイサービスの方向性を具体的に検討する。</p>															
事業内容	<p>1 利用対象者 介護保険法の要介護・要支援の認定及び事業対象者の区民</p> <p>2 規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th><th>定員</th><th>利用日</th><th>利用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般コース</td><td>1日 25人</td><td rowspan="2">月～土</td><td>9：15～16：30</td></tr> <tr> <td>機能訓練コース</td><td>午前 17名、午後 18名</td><td>9：15～12：25、13：00～16：15</td></tr> <tr> <td>通所型A事業</td><td>午前 5名、午後 5名</td><td>火・木</td><td>9：30～11：45、13：00～15：15</td></tr> </tbody> </table> <p>総合事業対象者を含む。 ※土曜日については、定員調整を図り実施している。</p> <p>3 休業日 日曜日及び年末年始（12月30日～1月3日）</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 一般コース</p> <p>① 送迎 ② 生活相談・援助 ③ 趣味・生きがい活動 ④ 健康チェック・健康増進 ⑤ 機能訓練（日常生活動作） ⑥ 食事 ⑦ 口腔機能向上 ⑧ 栄養改善・栄養マネジメント ⑨ 年間行事 ⑩ 歯科口腔健診、歯科医師会との連携 ⑪ 訪問指導</p> <p>(2) 機能訓練コース（詳細は機能訓練事業参照）</p> <p>① 送迎 ② 生活相談・援助 ③ 健康チェック・健康増進 ④ 検査測定 ⑤ 理学療法 ⑥ 作業療法 ⑦ 言語聴覚療法 ⑧ 訪問指導</p> <p>個々の利用者の心身機能に応じた専門のリハビリサービスを提供する。利用者の日常生活の場で生かすことのできる視点を取り入れたプログラムにより、生活機能の維持・向上を目指す。</p> <p>(3) 関連事業・その他</p> <p>① 情報公表制度の報告 ② モニタリング・アンケート調査</p> <p>5 地域交流と地域福祉への貢献</p> <p>保育園との交流などの行事や、ボランティア、職場体験実習生・研修生等の受け入れを通して地域福祉の向上に貢献する。また、地元住民、ケアマネジャー、家族等への見学会等を適宜開催し、交流を図る。すみだ福祉保健センターの合同イベントに参加する。</p> <p>6 広報活動</p> <p>デイサービス便り（月1回発行）、SNS、パンフレット、ホームページを活用する。また、地元住民、ケアマネジャー、家族等への見学会等を適宜開催し、広報活動に努める。</p> <p>7 安全対策・連携・職員の資質向上等の実施</p> <p>防災訓練、感染症対策を実施する。また、内部連携を高め、地域に必要な施設としての定着を図り、虐待やBCP等を含めた研修等により職員の資質の向上を図る。</p>	コース	定員	利用日	利用時間	一般コース	1日 25人	月～土	9：15～16：30	機能訓練コース	午前 17名、午後 18名	9：15～12：25、13：00～16：15	通所型A事業	午前 5名、午後 5名	火・木	9：30～11：45、13：00～15：15
コース	定員	利用日	利用時間													
一般コース	1日 25人	月～土	9：15～16：30													
機能訓練コース	午前 17名、午後 18名		9：15～12：25、13：00～16：15													
通所型A事業	午前 5名、午後 5名	火・木	9：30～11：45、13：00～15：15													

(8) 機能訓練事業

項目	概要
運営方針	<p>訓練を通して日常生活における自立性を高め、役割の自覚や生きがいを持ち、社会参加が図れるように援助する。併せて家族の介護負担の軽減についても配慮する。</p> <p>介護保険対象となる利用者については、介護保険を適用して実施する。また、高次脳機能障害者や若年者など介護保険外のリハビリテーションサービスも積極的に行う。</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業については、引き続き通所型A事業を実施し、サービスの多様化を図る。また、多職種連携の強みを活かし、総合的な援助を実施する。更に、今後の機能訓練事業の方向性についても検討する。</p>
事業内容	<p>各療法士や介護・看護職等が協働しながら、利用者一人ひとりの能力や生活に対する意向に応じた支援計画を作成してより充実した援助を行う。また必要に応じ関連機関への技術援助を行う。</p> <p>1 利用時間及び休業日 高齢者在宅サービスセンターと同じ</p> <p>2 対象 区内居住者で、次のいずれかの方 (1) 退院後間もない方 (2) 在宅で心身機能が低下した方 (3) より生き生きと活動的に生活したい方 (4) 身体障害者福祉法等適用者(身体障害者福祉センター事業対象者含む)、健康増進法適用者 (5) 上記(4)の適用を受けない、高次脳機能障害者や若年性認知症等の方</p> <p>3 相談・受付 (1) 電話・面接・訪問で、相談者の主訴・目的・生活状況を的確に把握し、必要なサービスが受けられるよう援助する。 (2) 区及び地域の関係機関と連絡・調整・情報交換を行い、連携を図る。 (3) 利用者の満足度調査を行い、事業の充実に反映させる。</p> <p>4 訓練期間・指導訓練内容等 (1) 訓練期間 週1～2回程度、6ヶ月間を一区切りとする。 (2) 訓練方法 個別、集団、訪問等を行う。 (3) 指導訓練内容 ① 理学療法 ② 作業療法 ③ 言語聴覚療法 ④ 健康管理 ⑤ リハビリテーション専門医による診察 ⑥ 家庭訪問指導及び屋外訓練 ⑦ 就労に向けての支援、⑧ 終了者への援助 ⑨ 高次脳機能障害者のグループ訓練</p> <p>5 地域社会との交流・啓発 (1) セカンドステージセミナー等への協力や機能訓練におけるボランティアの参加への呼びかけ、実習生の受け入れ等を積極的に行い、地域福祉の向上に貢献する。 (2) 高次脳機能障害の理解を深める講演会や出前講座等の普及・啓発活動を行う。</p> <p>6 他機関との連携 (1) 主治医による、機能訓練事業利用のための意見書をもらう。 (2) 終了時に報告書を作成し、主治医に送付する。 (3) 各関連機関・職種との情報の共有や方針の統一を図るため、ケースカンファレンスを積極的に行う。 (4) 「神経の病気 検診と相談」での相談を担当する。すみだリハビリグループ等に協力する。 (6) 高次脳機能障害関係機関連携会議や地域ケア会議などに参加し、関係機関との連携を深める。</p> <p>7 高次脳機能障害の相談支援業務を行う。</p>

(9) こうめ高齢者支援総合センター

項目	概要
運営方針	<p>高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、介護サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービス等の多様なサービスを、高齢者の心身の状況の変化に応じて継続的・包括的に提供する。また、高齢者及びその家族、介護者等、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定並びに保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p>
事業内容	<p>1 対象者 担当地域の高齢者及びその家族・関係者 2 担当地域 向島1～5丁目・押上1～3丁目 3 開設時間 月曜日から土曜日までの9：00～18：00 4 休業日 日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日) 5 事業内容</p> <p>(1) 総合相談支援業務</p> <p>①高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、介護保険サービスにとどまらず、地域の保健・医療・福祉サービスの機関又は制度の利用につなげる。</p> <p>②地域の社会資源の実態を把握し、相談時に適切な情報を提供する。「こうめセンターだより」を発行・配布し、普及啓発をする。</p> <p>③高齢者福祉課、介護保険課等が所管する公的サービスの利用手続きの代行、各種保健・福祉サービスの広報及び普及啓発を行う。</p> <p>(2) 介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>①要支援1、2及び事業対象者に、介護予防ケアマネジメントを行う。</p> <p>②地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施されるよう、各種講座等を開催し、介護予防の普及啓発を図る。また自動的に体操等を行う地域の団体を把握するとともに、新たな通いの場を作ることを働きかけ、支援する。</p> <p>③地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、介護予防・重度化防止のため、リハビリテーション専門職との連携を深める。</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>①地域ケア会議等を開催し、地域包括ケアシステムを深化するとともに、地域の様々な関係機関が相互に連携を強化できるよう働きかけ、協働し地域の課題抽出・解決を図る。</p> <p>②介護支援専門員が自立支援型プランの作成や介護予防サービス以外の社会資源を活用できるよう、主任介護支援専門員等と連携し、個別支援や事例検討会、研修会等を開催する。</p> <p>(4) 生活支援体制整備事業</p> <p>生活支援コーディネーターを中心にはじめ社会資源を把握し、マップを作成するなど高齢者に情報が届くよう可視化する。地域の課題やニーズに対し、社会資源の活用や新たな生活支援サービスの創出、地域のネットワーク構築を促進する。</p> <p>(5) 高齢者の虐待防止と権利擁護</p> <p>①高齢者虐待に関する相談・通報等に応じ、関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、関連機関や地域に対し、普及啓発活動を行い、地域における虐待防止ネットワークを推進する。</p> <p>②成年後見制度の利用を促進するほか、高齢者の権利擁護に取り組む。</p> <p>(6) 認知症総合事業・家族介護支援事業</p> <p>①認知症の人とその家族等が出来るかぎり住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、関係機関、団体等と連携し、やさしい地域づくりを推進する。また、認知症初期集中支援チームの一員として、早期発見・早期対応に向けた支援につなげる。</p> <p>②認知症の人を介護している家族の介護負担軽減のため、認知症家族介護者教室を開催する。</p> <p>③男性向け介護者教室の開催等、男性介護者への支援と介護に関する助言等を行う。</p> <p>④地域において、認知症の人を見守り支援する環境づくりを推進するため、認知症に関する正しい理解の普及啓発事業（認知症サポーター養成講座等）を開催する。</p> <p>(7) その他</p> <p>①医療と介護の連携を推進し、地域ケア会議や各種事業を通して、ネットワークの構築を目指す。</p> <p>②ICTを活用して、高齢者・地域住民・関係機関への地域情報の発信していく。</p> <p>6 サービス調整体制 墨田区地域包括支援センター運営協議会の方針のもとに、事業を実施する。</p>

(10) こうめ高齢者みまもり相談室

項目	概要
運営方針	<p>独居高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、その生活実態を把握し、地域からの孤立を防ぎ、地域の関係団体・機関等（町会・自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員等）と連携した高齢者の見守りシステムを構築するとともに、高齢者等からの相談を受けて問題解決に当たる。</p> <p>また、地域の実態を把握し、地域特性や地域力を生かした地域のネットワークの充実と強化を図る。</p>
事業内容	<p>1 対象者 おおむね65歳以上の高齢者及びその家族。地域の関係団体・機関等。</p> <p>2 担当地域 向島1～5丁目・押上1～3丁目</p> <p>3 開設時間 月曜日から金曜日までの9：00～17：00</p> <p>4 休業日 土曜日・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）</p> <p>5 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支援が必要な高齢者の実態把握、情報収集及び高齢者台帳・みまもりリストを整備する。みまもりリストは、災害時等の非常時に高齢者の安否確認に使用できるよう毎月印刷し保管する。個別の実態把握から得た情報を活用し地域の実態把握を行う。 (2) 週一回程度、墨田区高齢者福祉電話サービス利用者宅に電話し、安否の確認、相談・助言等を行う。 (3) 既存の地域組織（町会・自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員等）と連携し、地域のネットワーク構築に向けた講座等を開催し、見守りの意識向上を図る。 (4) 見守り協力員等と連携し、区と協働で高齢者見守りネットワークの構築を図る。 (5) 救急通報システム（安否確認センサ）の普及を図る。また、発報情報を受けた場合は、遅滞なく訪問等により当該高齢者の状況を把握するとともに、必要に応じて関連機関と連携して適切な支援を行う。 (6) 区民、関係団体・機関等から高齢者にかかる相談、通報があった場合は、速やかに状況把握を行い、的確に対応する。 (7) 地域の特性や取組を反映した「こうめみまもりだより」を毎月発行・配布する。 (8) 認知症サポートー養成講座の開催を地域に積極的に働きかけ、開催する。

(11) 健康増進事業（健康づくり教室）

項目	概要
運営方針	<p>区内在住者を対象に、生活習慣病の予防と健康の維持増進を目的として、運動や食事の指導を行う。</p> <p>事業内容の積極的なPR等を行い、多くの方に健康習慣の取得を奨励する。</p>
事業内容	<p>「健康づくり教室」は、週1回全12週、時間別に2コース又は3コースを実施、実技形式による運動指導と講話・食事記録による食事・栄養指導を行う。</p> <p>1 体育実技種類 リズム体操、ボール運動、ストレッチ教室等</p> <p>2 実施日時及び定員 水曜日に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時半コース 13:30~14:50 定員12人 ・3時コース 15:00~16:20 定員12人 ・6時コース 18:00~19:20 定員12人 <p>3 内容</p> <p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果等を活用した健康増進のための目標設定及び健康習慣の取得 ・種目別運動の正しい実施方法の習得 ・個々人の体力、状態に適した運動方法の習得（セルフケア） ・運動別効果の知識習得（セルフモニタリング） ・実施上の一般的な注意事項に対する理解 ・自宅でもできる運動方法の習得 ・健康を維持するための食習慣の取得 <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向けての進捗状況の確認 ・体調チェック ・準備及び整理体操の実施 ・筋力及び筋持久力/全身持久力/調整力づくりの実施 ・個別の食事指導 ・講話による食事・栄養指導 ・利用者アンケートによるモニタリングの実施 ・目標達成、健康増進、健康づくり等について助言、相談

(12) 要介護認定調査事務

項目	概要
運営方針	<p>介護保険制度において要介護、要支援の認定を受けようとする区民に対して、介護保険法に基づく訪問調査を行う。</p> <p>事業の実施に当たっては、墨田区をはじめとする関係諸機関等との綿密な連携を図る。</p>
事業内容	<p>1 対象 介護保険の認定を受けようとする区民</p> <p>2 調査実施日時等 月～金曜日 8:30～17:15の間を基本とする。</p> <p>3 休業日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)</p> <p>4 業務内容 墨田区から委託を受けた要介護(要支援)認定の調査</p>

4 シルバープラザ梅若

(1) 高齢者福祉センター（梅若ゆうゆう館）

項目	概要																						
運営方針	1 地域の高齢者が健康で明るく生きがいのある生活を営むことができるよう、趣味、教養的な事業のほか、健康の維持増進等を図る事業を実施し、介護予防の一助とする。 2 老人クラブや高齢者のサークル等の団体の自主活動のために施設を提供し、高齢者相互、地域住民、ボランティア等との交流を図る場とする。 3 複合施設としてのシルバープラザ梅若の各施設業務との連携を図り、適正な運営と維持管理を図ると共に利用者の意向調査等を行い、事業の充実と利用者の増加に努める。																						
事業内容	1 利用対象者 墨田区在住の60歳以上の高齢者及びその介護者、並びにボランティアやそれらの登録団体 2 施設貸出 高齢者相互の交流を図る場として施設の貸出を行う。貸出区分は下表のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>午前(9:00~12:00)</th><th>午後(13:00~17:00)</th><th>夜間(17:00~21:00)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日・振替休日</td><td>団体貸出</td><td>団体貸出</td><td></td></tr> <tr> <td>月～土(木曜日を除く)</td><td>団体貸出</td><td>団体貸出</td><td>団体貸出</td></tr> <tr> <td>木</td><td>個人自由利用日</td><td>個人自由利用日</td><td>団体貸出</td></tr> <tr> <td>祝日</td><td>個人自由利用日</td><td>個人自由利用日</td><td></td></tr> </tbody> </table> 3 休業日 年末年始(12月29日～1月3日) 4 事業内容 (1) 各種相談 日常生活上の各種関連窓口や専門機関、区内の関連講座等の開催情報や対象施設の紹介を行う。 (2) 生きがいづくり及び健康づくり支援 英会話、手芸、パソコン等の趣味・教養講座のほか、男性にも参加しやすい教室等を開催する。また、介護予防のための、ゆうゆう元気体操、転ばない体づくり体操等の健康増進講座を開催する。個人利用では、すみだ花体操やストレッチ、盆踊り教室等を開催する。SDGsに資する緑化ボランティアの育成にも注力する。 (3) IT支援 スマホ・タブレット操作の基礎を学ぶ講座を開催する。講座内では詐欺メール、特殊詐欺などにも触れ、高齢者の防犯意識の啓蒙に資する内容とする。 (4) 梅若まつり等による多世代交流・地域交流事業 シルバープラザ梅若四課合同事業として梅若まつりを開催する。これにより、地域児童館との交流事業や地域住民との行事を通して様々な世代との交流の促進を図る。 (5) デイサービス課、高齢者支援課との連携事業 新型コロナ感染拡大以前に実施していた、会食事業を始めとした、デイサービス課、高齢者支援課との連携事業を実施する。 (6) サロン・ラウンジの活用 ヘルストロン、血圧計、冷水機、自動販売機、貸出図書、新聞、囲碁将棋などを備える他、6～10月には猛暑避難所「涼み処・クーリングシェルター」を開設する等、高齢者の交流と憩いの場として開放する。 (7) ご意見箱の設置、利用者アンケートや懇談会の実施などにより利用者の声を直接聴くことで、利用者サービスの向上を図る。 (8) 施設全体の自衛消防訓練、避難誘導訓練等を年に2回実施する。 (9) 墨田区(乳がん検診、長寿マッサージ等)や東京都等が主催する事業への貸出協力を用いるなど地域福祉支援活動に協力する。 5 その他 (1) シルバープラザ梅若が行う各事業においての連携及び協働 デイサービス課・高齢者支援課・基幹型担当課とともに実施する。				午前(9:00~12:00)	午後(13:00~17:00)	夜間(17:00~21:00)	日・振替休日	団体貸出	団体貸出		月～土(木曜日を除く)	団体貸出	団体貸出	団体貸出	木	個人自由利用日	個人自由利用日	団体貸出	祝日	個人自由利用日	個人自由利用日	
	午前(9:00~12:00)	午後(13:00~17:00)	夜間(17:00~21:00)																				
日・振替休日	団体貸出	団体貸出																					
月～土(木曜日を除く)	団体貸出	団体貸出	団体貸出																				
木	個人自由利用日	個人自由利用日	団体貸出																				
祝日	個人自由利用日	個人自由利用日																					

(2) うめわか高齢者在宅サービスセンター
 (通所介護・総合事業通所型サービス・(介護予防) 認知症対応型通所介護)

項目	概要																													
運営方針	1 高齢者とその家族等が、住み慣れた地域で末永く生活できるよう、それぞれの方々の心身状況に応じた機能の維持・向上に努め、より積極的な活動と社会参加を促す。あわせて家族等の介護負担の軽減を図る。援助にあたっては、個人の意思や個性を最大限に尊重する。 2 余暇的な活動と成果や役割を見出す活動を行う。 3 認知症ケア（ご本人・家族の支援）に力を入れ、地域への啓発活動も行う。 4 利用者へアンケート調査等を実施し、よりよいサービス提供と利用者本位の支援を目指す。また、すみだ福祉保健センターや通所介護事業者連絡会、地域等と連携し充実したサービスを提供する。																													
	1 利用対象者：介護保険法の要介護・要支援の認定および事業対象者の区民 2 規模 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>定員</th> <th>曜日</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うめわかクラブ 一般コース</td> <td>25名/日</td> <td rowspan="2">月～土</td> <td rowspan="2">9:00～16:30</td> </tr> <tr> <td>わかくさクラブ 認知症コース（2単位）</td> <td>24名/日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ステップアップ</td> <td>午前コース</td> <td>10名/日</td> <td>〃</td> <td>9:00～12:15</td> </tr> <tr> <td>通所Aコース</td> <td>5名/日</td> <td>〃</td> <td>9:10～11:25</td> </tr> <tr> <td>午後コース</td> <td>10名/日</td> <td>月・水・木・土</td> <td>13:00～16:15</td> </tr> <tr> <td>通所Cコース</td> <td>約10名/回</td> <td>不定期</td> <td>13:00～14:30</td> </tr> </tbody> </table>			内容	定員	曜日	利用時間	うめわかクラブ 一般コース	25名/日	月～土	9:00～16:30	わかくさクラブ 認知症コース（2単位）	24名/日	ステップアップ	午前コース	10名/日	〃	9:00～12:15	通所Aコース	5名/日	〃	9:10～11:25	午後コース	10名/日	月・水・木・土	13:00～16:15	通所Cコース	約10名/回	不定期	13:00～14:30
内容	定員	曜日	利用時間																											
うめわかクラブ 一般コース	25名/日	月～土	9:00～16:30																											
わかくさクラブ 認知症コース（2単位）	24名/日																													
ステップアップ	午前コース	10名/日	〃	9:00～12:15																										
	通所Aコース	5名/日	〃	9:10～11:25																										
	午後コース	10名/日	月・水・木・土	13:00～16:15																										
	通所Cコース	約10名/回	不定期	13:00～14:30																										
	3 休業日：日曜日及び年末年始（12月30日～1月3日）																													
事業内容	4 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) うめわかクラブ・わかくさクラブ <ul style="list-style-type: none"> ①送迎 ②健康チェック・健康増進 ③食事 ④入浴 ⑤趣味・生きがい活動 ⑥機能訓練（日常生活動作） ⑦生活相談・援助 (2) ステップアップ <ul style="list-style-type: none"> ①送迎 ②健康チェック・健康増進 ③体力測定 ④運動療法 ⑤生活相談・援助 (3) 認知症ケアの充実 <ul style="list-style-type: none"> ①認知症対応型通所介護 <ul style="list-style-type: none"> 専門的なケアの提供を継続し、住み慣れた地域での生活を支える。 ②家族支援と地域啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> うめわか座談会や家族懇談会を通じ家族同士の交流ができる機会を設け、不安や困り事など気軽に相談できる場を持つ。また、介護者講座を開催し認知症ケア等の啓発を行なっていく。 																													
	5 地域活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合事業への積極的取り組みと自主活動グループ化促進及びボランティアの育成 <ul style="list-style-type: none"> 介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み、利用終了後の自主活動グループ化に向けての支援も行なう。自主化においては高齢者支援総合センターをはじめシルバープラザ梅若全体として取り組んでいく。将来的には地域活動を推進する人材を育成する。 (2) 多世代・地域交流 <ul style="list-style-type: none"> 地域の児童館等、多世代の交流を図っていく。また、各種事業を通じ地域住民、自治会と連携・協力をしていく。 																													
	6 広報活動：うめわか通信（月1回発行）やパンフレット、ホームページ等を活用する。																													
	7 安全対策：防災訓練、感染症対策を実施する。																													
	8 事業所連携 <ul style="list-style-type: none"> 墨田区通所介護事業者連絡会を主催し、事業所間の情報共有とサービスの質の向上を目指す。 																													
	9 その他 <ul style="list-style-type: none"> シルバープラザ梅若が行なう各事業（行事等）においてゆうゆう館（管理課）、高齢者支援課、基幹型担当課と連携・協議して実施する。 																													

(3) 基幹型担当

項目	概要	
運営方針	<p>墨田区高齢者福祉総合計画、介護保険事業計画に基づく適切な事業運営を図り、高齢者が、住み慣れた地域で安心して過ごせることができるように、墨田区及び各高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室、その他関係機関と相互に連携・協力しながら、地域包括ケアを推進する。</p>	
事業内容	<p>1 対象者 墨田区内各高齢者支援総合センター及び高齢者みまもり相談室</p> <p>2 担当地域 墨田区全域</p> <p>3 開設時間 月曜日から土曜日までの 9:00 ~ 18:00</p> <p>4 休業日 日曜日、祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)</p> <p>5 事業内容</p> <p>5-1 墨田区高齢者支援総合センター機能強化事業</p> <p>【1】後方支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室連絡会の企画と運営 (2)総合相談業務 <ul style="list-style-type: none"> ① 各高齢者支援総合センターの困難事例の調整等支援 ② 各高齢者支援総合センターに属さないケースへの直接支援 ③ 包括的支援体制整備事業における後方支援 (3)虐待防止・権利擁護業務 <ul style="list-style-type: none"> ① 墨田区開催の権利擁護ワーキングの企画と運営 ② 墨田区開催の男性介護者ワーキングの企画と運営 ③ 各高齢者支援総合センターの虐待・権利擁護事例の調整等支援 ④ 墨田区開催の権利擁護事例検討会への出席 (4)包括的・継続的ケアマネジメント業務 <ul style="list-style-type: none"> ① 墨田区開催のケアマネ支援ワーキングの企画と運営 ② 墨田区開催のケアマネ向け研修の企画と運営 (5)介護予防(日常生活支援総合事業)業務 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護予防ワーキングの企画と運営 ② 介護予防ケアマネジメント評価のサポート ③ 墨田区地域リハビリテーション活動支援事業連絡会の企画と運営 (6)地域ケア会議の推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域ケア会議の課題把握サポート ② 墨田区主催の地域ケア会議のサポート <p>【2】認知症施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認知症初期集中支援チーム員会議の運営改善等支援 ② 認知症地域支援推進員会議への出席 <p>【3】人材育成業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)スーパービジョンを活用した人材育成の推進 (2)墨田区主催の専門職研修の企画と運営 <p>【4】ネットワーク構築業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)墨田区生活支援体制整備事業への協力 (2)高齢者みまもり相談室との連携及び支援 <p>【5】その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)基幹型月報の作成 (2)墨田区高齢者福祉課との連携を図るため、定期連絡会への出席 (3)高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室自己評価、実地調査への協力 (4)年度別事業計画・実績報告の作成支援 	

(4) うめわか高齢者支援総合センター

項目	概要
運営方針	<p>高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、介護サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービス等の多様なサービスを高齢者的心身の状況の変化に応じて継続的・包括的に提供し、高齢者及び介護者等、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定並びに保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p>
事業内容	<p>1 対象者 高齢者及び介護者等地域住民、保健・福祉・医療及び地域の関連機関等 2 担当地域 墨田・堤通・東向島4丁目 3 開設時間 月曜日から土曜日までの9：00～18：00 4 休業日 日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日) 5 事業内容</p> <p>(1) 総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、介護保険サービスや地域の保健・福祉・医療サービス、地域の社会資源等につなげる。 ②高齢者福祉課、介護保険課等が所管する公的サービスの利用手続きの代行、各種保健・福祉サービスの広報及び普及啓発を行う。 <p>(2) 介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①要支援1、2及び事業対象者に対して、介護予防ケアマネジメントを行う。 ②地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施されるよう、出前講座等を開催し、介護予防の普及啓発を図る。また自主的に体操等を行う地域の団体を把握するとともに、新たな通いの場の立ち上げを働きかけ、支援する。 ③地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、介護予防の機能強化のため、リハビリテーション専門職と連携する。 <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域ケア会議等を開催し、地域包括ケアの体制を整備するとともに、地域の様々な関係機関が相互に連携を強化できるよう働きかけ、協働し地域の課題抽出・解決を図る。 ②多職種と連携し、自立支援・重度化防止に向けた地域ケア個別会議を開催する。 ③介護支援専門員が自立支援型プランの作成や介護サービス以外の社会資源を活用できるよう、個別支援や事例検討会、研修会等を開催する。 <p>(4) 生活支援体制整備事業</p> <p>生活支援コーディネーターを中心に、社会資源を把握、可視化する。地域の課題やニーズに対し、社会資源の活用や新たな生活支援サービスの創出、ネットワーク構築を促進する。</p> <p>(5) 高齢者の虐待防止と権利擁護業務</p> <p>高齢者虐待に関する相談・通報・連絡等に応じ、関係機関と連携し、迅速な対応を図る。高齢者虐待防止や早期発見、消費者被害防止のため、関連機関や地域に対し、普及啓発活動を実施し、地域における虐待防止ネットワークを推進する。また成年後見制度の利用を促進する。</p> <p>(6) 認知症総合支援事業・家族介護支援事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人とその家族等ができる限り住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、共生社会の実現を推進する。認知症に関する正しい理解の普及啓発事業（認知症サポート養成講座、認知症普及啓発講座等）を実施する。 ②認知症初期集中支援チームの一員として、早期診断・早期対応に向けた支援につなげる。 ③認知症の人を介護している家族等の介護負担軽減や交流等のため、認知症家族介護者教室を開催する。男性向け介護者教室の開催等、男性介護者への支援と介護に関する助言等を行う。 <p>(7) 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>在宅療養高齢者への支援や医療機関と介護保険事業所の連携を促進する。</p> <p>(8) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ①シルバープラザ梅若が行う各事業（梅若まつり等による多世代交流・地域交流事業）において、ゆうゆう館（管理課）、デイサービス課、基幹型担当課と連携・協働し、実施する。 ②シルバープラザ梅若福祉機器展示室と連携し、福祉用具や住宅改修の普及啓発を行う。 <p>6 サービス調整体制 墨田区地域包括支援センター運営協議会の方針のもとに、事業を実施する。</p>

(5) 福祉機器展示室事業

項目	概要
運営方針	区内の高齢者支援総合センター及び関連機関等と連携し、福祉機器サービス拠点施設として運営する。福祉用具や住宅改修の展示、相談、情報提供等を行い、高齢者及び障害者の自立促進と、その家族や介護者等の負担の軽減を図ることで、よりよい地域生活を送れるように援助する。 また、展示会や専門家向け研修会を開催し、福祉用具や住宅改修の普及啓発を行う。
事業内容	<p>1 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉用具の展示、情報提供、相談業務 (2) 住宅改修に関する展示、情報提供、相談業務 (3) 福祉用具の試用貸し出し (4) 福祉用具や住宅改修について、区民及び関連機関への普及啓発（展示会、専門研修会などの実施） (5) 車イス貸し出し事業 <p>2 開設時間 月曜日～土曜日までの9：00～18：00 ※17時以降・土曜日は高齢者支援総合センター職員が対応する。</p> <p>3 休業日：日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）</p>

(6) うめわか高齢者みまもり相談室

項目	概要
運営方針	ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、その生活実態を把握し、地域からの孤立を防ぎ、地域の関連団体・機関等（町会・自治会、老人クラブ、墨田区民生委員・児童委員等）との連携により高齢者の見守りネットワークを推進し、地域特性や地域力を生かした高齢者支援を通じて、ともに支え合う地域づくりをおこない、地域包括ケアの推進、充実及び強化を図る。
事業内容	<p>1 対象者 ひとり暮らし高齢者等地域住民、及び地域の関係団体・機関等</p> <p>2 担当地域 墨田・堤通・東向島 4丁目</p> <p>3 開設時間 月曜日から金曜日までの9:00～17:00</p> <p>4 休業日 土曜日・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）</p> <p>5 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支援が必要な高齢者等の実態把握、情報収集及び高齢者台帳・みまもりリストを整備する。みまもりリストは災害等の非常時高齢者の安否確認に使用できるよう毎月更新する。個別の実態把握から得た情報を活用し、地域の実態把握を行う。 (2) 週一回程度、墨田区高齢者福祉電話サービス利用者宅に電話し、安否の確認、相談・助言等を行う。 (3) 既存の地域組織（町会・自治会、老人クラブ、墨田区民生委員・児童委員、見守り協力員、介護相談員等）と連携し、ネットワーク構築に向け出前講座や地域ケア会議等を開催し、見守りネットワークの意識向上を図る。 (4) 見守り協力員と連携し、区と協働で高齢者見守りネットワークの構築を図る。 (5) 救急通報システム（安否確認センサ）の普及を図る。また、発報情報を受けた場合は、遅滞なく電話・訪問等により当該高齢者の状況を把握するとともに、必要に応じて関連機関と連携して適切な支援を行う。 (6) 地域住民・関係団体等からの相談に対し、ワンストップ窓口として適切な相談機関へつなげる。 (7) 区民、関係団体・機関等から高齢者の異変にかかる相談、通報があった場合は、速やかに状況把握を行い、対応する。 (8) 地域の取組みや有益な情報の発信ツールとして「うめわかみまもりだより」を毎月発行・配布する。 (9) 認知症サポートー養成講座の受講・開催を地域の関連団体・機関等に積極的に働きかけるとともに、高齢者支援総合センターと連携し開催する。認知症サポートーを見守り協力員等のボランティア活動に積極的に活用し、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを行う。

5 すみだステップハウスおおぞら

(1) 障害者生活介護施設 ひだまり

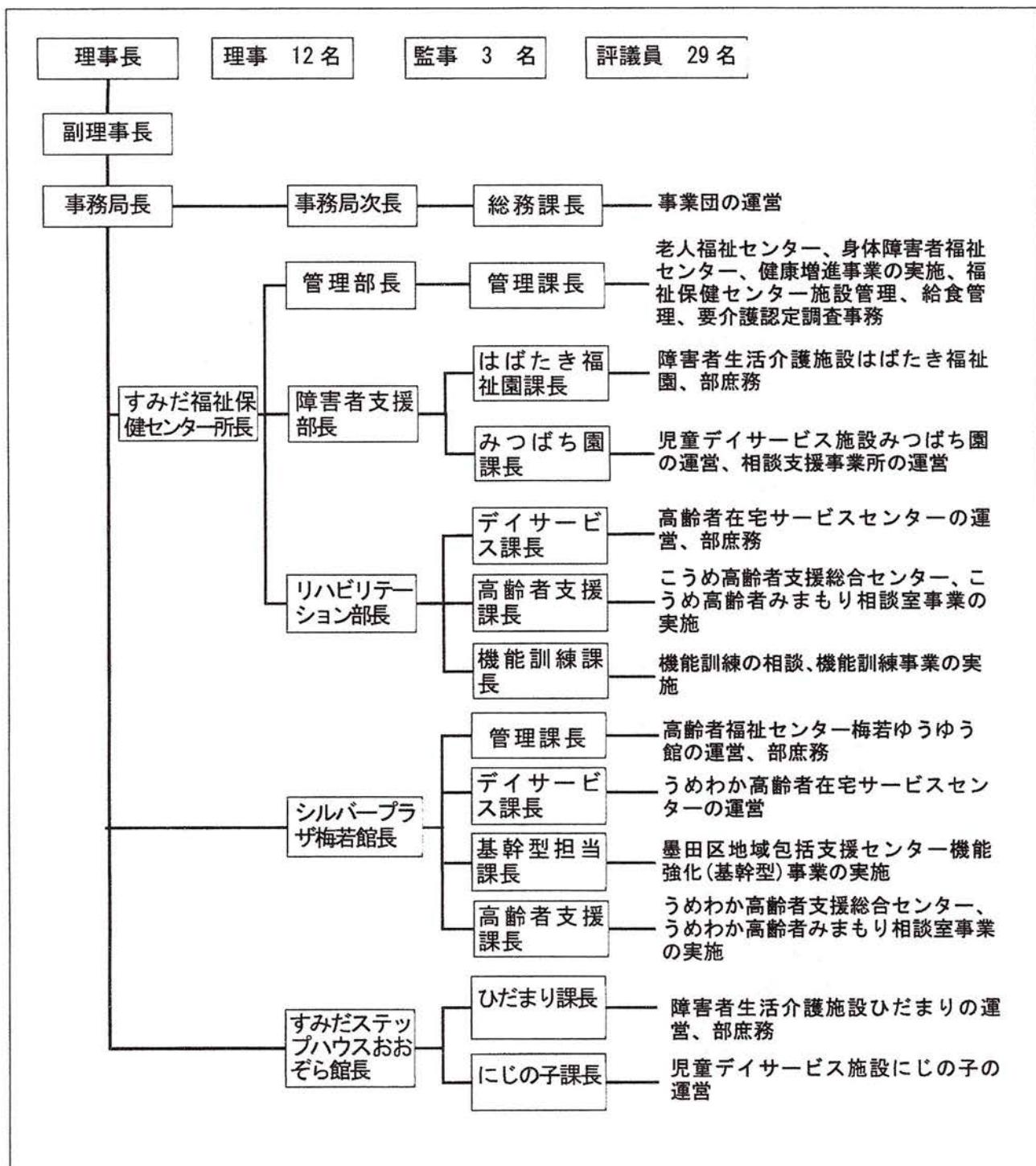
項目	概要
運営方針	<p>ひだまりがこれまでに培ってきた障害者支援技術・知識を基に、利用者一人ひとりの人格や個性、意思を尊重した利用者本位の支援を行う。運営面では、はばたき福祉園や区役所等と連携・協力して、効率的で安定した事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域で生活する重度の障害者に対し、心身の発達を促すとともに、社会的生活能力を高めるための活動を行い、日々の生活の充実と社会的自立への支援に努める。 2 障害の程度や特性に配慮した個別の支援計画を基に、支援内容の充実強化を図る。 3 地域社会と連携・協力して、地域に根ざした事業を積極的に行う。
事業内容	<p>日常生活動作の確保と健康づくりをめざし、地域社会と交流を図るなかで、社会的自立に向けた支援を次の内容で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開所日及び活動時間 <ol style="list-style-type: none"> (1) 開所日 月曜日から土曜日 (2) 休園日 日曜日・祝日・年末年始 (12/29~1/3) (3) 活動時間 9:00~16:00 2 対象 18歳以上で、障害福祉サービス受給者証を所持している方 3 支援の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活支援 ADL支援（食事、排泄、着脱衣、整容（歯磨き）、移動等） (2) 健康の保持・増進 医師・関係機関との連携を密にし、利用者個々の健康管理の充実を図る。また、経管栄養・痰の吸引等の医療的ケアにも対応する。 (3) 障害に対する支援 障害の状態や特性を理解し、それにあわせた合理的な配慮と具体的な支援を行う。 ①コミュニケーション支援 ②環境支援 ③身体介護・移動 ④家族との連携 ⑤医療的ケア (4) 日常活動支援 利用者本人の要望や心身の特性、課題に配慮した活動を通して、本人の意思が適切に反映された充実した生活を営むことができるよう支援する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 創作的活動（ちぎり絵、ビーズ制作、紙漉き、革工芸、園芸等） ② 地域交流活動（近隣住民への積極的な挨拶、たちばなホームとの交流事業等） ③ 様々な生活体験（買い物、調理、外出体験など生活の質の向上をめざす活動） ④ 余暇的活動（スポーツ、音楽、書道、散策活動、個々の興味や障害特性に配慮した活動（感覚刺激や歩行支援等）） (5) 身体機能維持・向上のための活動 利用者の障害や能力に着目したかかわりを日常的にを行い、「からだ（体操）の時間」や散歩等の活動を通して、身体機能・運動機能の維持向上を図る。 (6) 重度障害者に対する活動支援 重度肢体不自由者等に対してパソコンを活用した活動を提供し、機器操作、情報検索や「ひだまり新聞」等の文書作成を行う。また、仲間との協働体験を得られるよう支援する。 (7) 諸行事の実施（予定） 日常活動と異なる体験のなかで、利用者一人ひとりの社会性の拡大をめざす。

月	行事名	月	行事名
5~6月	宿泊体験旅行（1泊2日）	12月	すみだスマイルフェスティバル
9~10月	日帰り外出体験（バスハイク）		ふれあいコンサート
10月	ひだまり運動会	1月	二十歳を祝う会
	総合防災訓練	通年	一日外出
11月	ひだまりまつり おおぞらまつり 健康診断	各月	・買い物実習、調理実習 ・避難訓練

(2) 児童デイサービス施設 にじの子

項目	概要										
運営方針	<p>昨年9月に開始した保育所等訪問支援を安定的に運営するとともに、集団療育ではサービス内容の拡充に努め、個別療育については増加する利用児数に対応して事業運営を行う。職員の多様な専門性を活かしチームアプローチを行いながら、就学に向けた保護者教室や多様な保護者交流会を設定し保護者支援にも力を入れる。また、地域に根ざした療育施設として区や関係機関と連携しみつばち園と一緒に事業運営を行いサービスの向上を目指す。</p> <p>1 心身に障害又は発達の遅れやその心配のある小学校3年生までの子どもとその保護者を対象に、発達指導・日常生活指導等の療育を早期から実施することを目的とし、一人ひとりの子どもの自立に必要な能力を育て、子どもが家庭や社会でいきいきと生活ができるよう支援する。</p> <p>2 保護者に対し、必要な知識や育児方法の指導・援助を行うとともに、他機関との連絡調整や密接な連携を行い、障害をもった子どもをめぐる環境の整備に努める。</p>										
事業内容	<p>1 開所日及び利用時間 (1) 開所日 月曜日から土曜日 (2) 休園日 日曜日・祝日・年末年始 (12/29~1/3) (3) 利用時間 9:00~17:00</p> <p>2 個別療育 子どもの発達段階や行動特性など発達の状況を適確に把握して、専門的な見地から一人ひとりに必要な指導を個別に行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>理学療法</td><td>歩行や身体の動き、運動発達などに心配のある子どもに対し、運動療法を通じて適切な発達を援助し、保護者へ介助方法や補装具等についての指導・助言を行う。</td></tr> <tr> <td>作業療法</td><td>特に上肢の機能の改善を通して、巧緻な動作の獲得・認知面の向上を促す。また、身のまわり動作に即した助言・指導を行う。</td></tr> <tr> <td>言語聴覚療法</td><td>ことばの遅れや発音の誤り、吃音、聴こえなどの相談に応じ、指導や助言をする。</td></tr> <tr> <td>心理指導</td><td>心理発達の観点から、認知し考える力を高め、安定した情緒と社会性(対人関係)を育てるための指導を行い、併せて保護者の相談に対応する。</td></tr> <tr> <td>医師診察</td><td>非常勤医師が健康面や発達についての相談を行う。(個別療育の一環として実施)</td></tr> </table> <p>3 集団療育 集団療育を通して心身の全面的な発達を促しながら、社会性や自立の能力を獲得していくよう支援する。複数日利用グループでは弁当持参日を設定し小集団で食べる機会を提供する。 1グループ定員8~12名 (A・Bに分かれて実施)。週2.5回 1グループ、週1.5回 1グループ、週1回 9グループ。10月以降の土曜日に隔週でグループ活動を実施する。</p> <p>4 保育所等訪問支援 訪問支援員が保育所等を訪問し、利用児・保育所等の職員・保護者などに必要な支援を行う。</p> <p>5 相談事業など</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談事業 一般的な発達相談や利用の相談、必要に応じて関係機関との連絡、調整、情報交換を行う。 (2) 保護者支援事業 保護者や一般希望者を対象とした子育て公開講座の開催や保護者交流会などを実施する。 (3) 地域療育支援事業 保育園、幼稚園、学童保育、特別支援教育を利用している利用児について、発達状況の共有や基礎集団での生活への支援を図るために、各関係職員との情報交換・相談を行う。 <p>6 年間行事 運動・情緒・社会性の発達を促すとともに生活体験の幅を広げるため、各種行事を実施する。 個別面談とオリエンテーション☆、子育て公開講座★、外出活動☆、おおぞらまつり★、クリスマス会☆、卒園・就学を祝う会☆、ミニ勉強会☆ (★療育事業全体 ☆集団療育のみ)</p> <p>7 健康管理 医師・看護師・職員の連携のもとに、常に子どもの健康状態を把握し、成長・発達がスムーズに図れるよう健康管理に努める。《身体計測、耳鼻科健診、眼科健診、歯科相談、栄養相談》</p>	理学療法	歩行や身体の動き、運動発達などに心配のある子どもに対し、運動療法を通じて適切な発達を援助し、保護者へ介助方法や補装具等についての指導・助言を行う。	作業療法	特に上肢の機能の改善を通して、巧緻な動作の獲得・認知面の向上を促す。また、身のまわり動作に即した助言・指導を行う。	言語聴覚療法	ことばの遅れや発音の誤り、吃音、聴こえなどの相談に応じ、指導や助言をする。	心理指導	心理発達の観点から、認知し考える力を高め、安定した情緒と社会性(対人関係)を育てるための指導を行い、併せて保護者の相談に対応する。	医師診察	非常勤医師が健康面や発達についての相談を行う。(個別療育の一環として実施)
理学療法	歩行や身体の動き、運動発達などに心配のある子どもに対し、運動療法を通じて適切な発達を援助し、保護者へ介助方法や補装具等についての指導・助言を行う。										
作業療法	特に上肢の機能の改善を通して、巧緻な動作の獲得・認知面の向上を促す。また、身のまわり動作に即した助言・指導を行う。										
言語聴覚療法	ことばの遅れや発音の誤り、吃音、聴こえなどの相談に応じ、指導や助言をする。										
心理指導	心理発達の観点から、認知し考える力を高め、安定した情緒と社会性(対人関係)を育てるための指導を行い、併せて保護者の相談に対応する。										
医師診察	非常勤医師が健康面や発達についての相談を行う。(個別療育の一環として実施)										

〔資料〕 令和7年度墨田区社会福祉事業団の組織



職員数 194名 (産休等代替職員を除く)

職種	事務	社会福祉士	介護福祉士	理学療法士	作業療法士	介護支援専門	心理士	保育士	看護師	社会福祉主事	言語聴覚士	保健師	管理栄養士	介助員	調理員	施設管理	機器相談員	合計
常勤	12	34	22	7	6	12	11	16	9	1	3	3	1	0	0	0	0	137
非常勤	5	1	1	1	2	8	5	2	7	0	2	0	0	21	1	0	1	57
計	17	35	23	8	8	20	16	18	16	1	5	3	1	21	1	0	1	194

※表記のほか非常勤医師 22名、嘱託医 2名、産業医 1名、臨時職員 16名

社会福祉法人墨田区社会福祉事業団事務局 〒131-0033 墨田区向島三丁目36番7号
 (すみだ福祉保健センター内) ☎5608-3711(代)

施設名	所在地・電話番号
すみだ福祉センター 障害者生活介護施設「はばたき福祉園」 児童デイサービス施設「みつばち園」 相談支援事業所 身体障害者福祉センター 老人福祉センター 高齢者在宅サービスセンター 機能訓練事業室 こうめ高齢者支援総合センター こうめ高齢者みまもり相談室 健康増進事業室 要介護認定調査事務所	〒131-0033 墨田区向島三丁目36番7号 ☎5608-3711(代)
シルバープラザ梅若 高齢者福祉センター「梅若ゆうゆう館」 高齢者在宅サービスセンター 基幹型担当 福祉機器展示室 うめわか高齢者支援総合センター うめわか高齢者みまもり相談室	〒131-0031 墨田区墨田一丁目4番4号 ☎5630-8008(代)
すみだステップハウスおおぞら 障害者生活介護施設「ひだまり」 児童デイサービス施設「にじの子」	〒131-0044 墨田区立花三丁目2番9号 ☎6657-2603(代)